

第2節 京都府環境行政の基本方針

府の環境行政の推進は「府環境を守り育てる条例」（7年12月制定）、「新京都府環境基本計画」（22年10月策定）が基本となっています。

また、府政運営の指針「明日の京都」（23年1月～）にも位置づけられています。

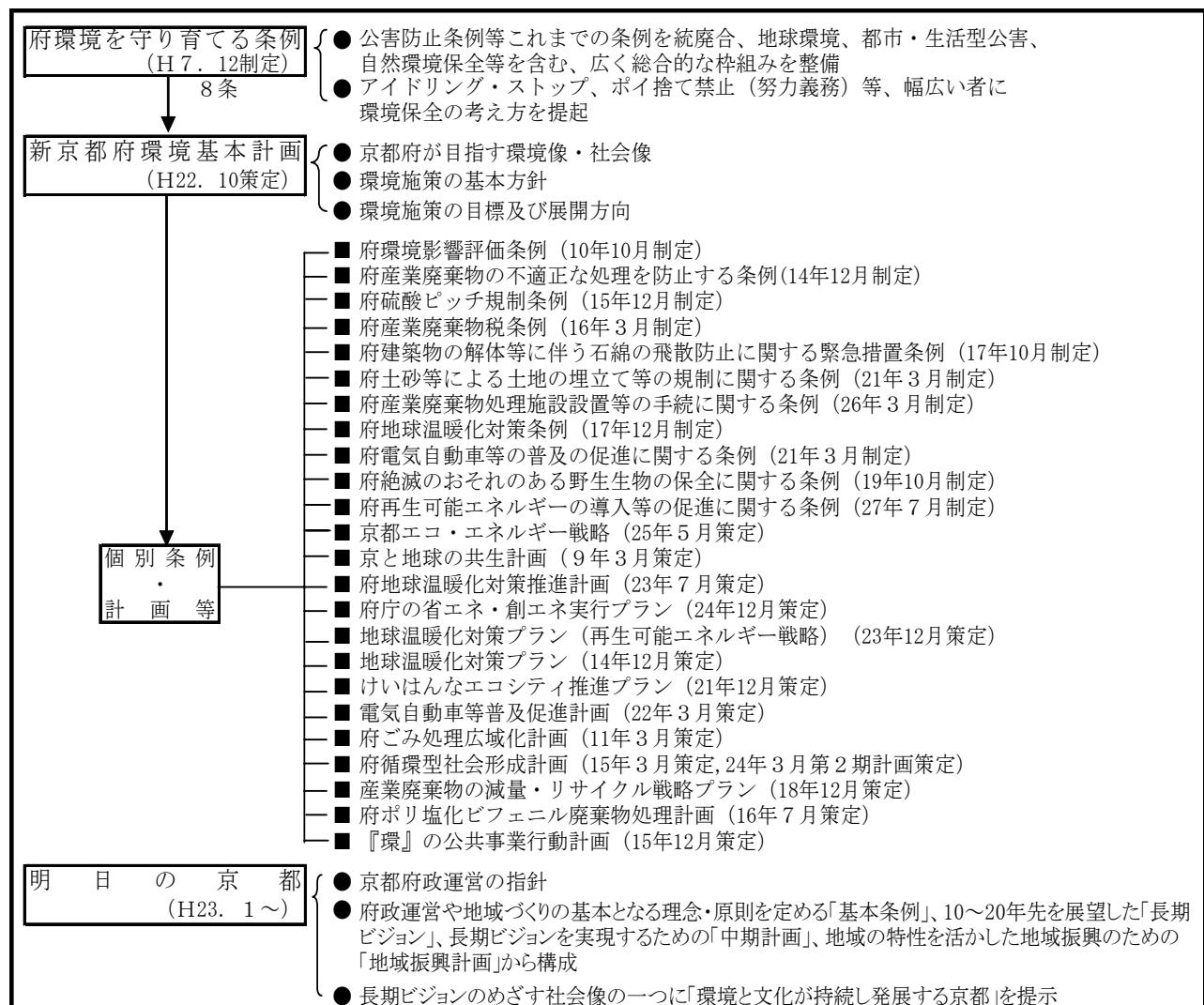
1 「京都府環境を守り育てる条例」の概要

府では、環境問題の構造的変化や地球環境問題への取組の必要性の高まり等に適切に対応するため、「府公害防止条例」及び「府自然環境の保全に関する条例」を統合するとともに、従来の枠を超えた新たな環境行政の枠組を整備し、7年12月に「府環境を守り育てる条例」を制定しました。

■条例の特徴

- ① 自然とのふれあいの場の確保、緑化等の推進、野生動植物の生息等への配慮等身近な自然環境の保全等に関する規定を持つこと。
- ② 歴史的遺産や社寺林等、歴史・文化的資源の保全に係る規定を持つこと。
- ③ 規制手法に加え、工場等の事業者に自主的な環境管理規定を定めたこと。
- ④ 自動車のアイドリング・ストップやごみのポイ捨て禁止等を規定。観光旅行者等の責務も規定するなど観光地京都の環境保全に配慮していること。
- ⑤ 自動車交通公害や生活排水、廃棄物減量等の都市・生活型公害や地球環境の保全等、幅広い環境問題を対象としていること。

図2-1 「府環境を守り育てる条例」と「新京都府環境基本計画」等の体系図



2 「新京都府環境基本計画」の概要

「新京都府環境基本計画」は、「府環境を守り育てる条例」第8条に基づく「環境の保全及び創造に関する総合的・長期的な施策の大綱」として、10年9月に策定した「府環境基本計画」に変わる新計画として22年10月に策定したものです。

この計画は、府環境行政の推進に関する個別の条例、計画及びアクションプラン並びに府民と協働して取り組む具体的な施策・事業等の指針として策定されました。21世紀半ば(2050年)頃の府が目指すべき環境像や社会像を展望しながら、近未来のおおむね2020年度を目途として取り組んでいく施策の目標と施策展開の方向を明らかにしています。

■府が目指す環境像・社会像

- ① 温室効果ガスの排出量が80%削減された「低炭素社会」の実現
- ② 低炭素社会に適応した新しいライフスタイルとまちづくりの進展
- ③ 京都の技術や文化、人材を活かした低炭素型産業の発展
- ④ 自然や文化と調和し共生する地域社会の実現
- ⑤ 安心・安全で環境への負荷が少ない循環型社会の実現

①環境施策の基本方針

府が目指す環境像・社会像の実現には、将来にわたって持続可能な社会・経済への転換が必要です。そのためには、環境対策が新しい市場（グリーンマーケット）や雇用を生み出す、再生可能エネルギーの導入が過疎地域の活性化につながるなど、様々な対策を相乗便益（コベネフィット）の視点を踏まえた施策の展開が求められています。また、京都が古くから育んできた、「人は自然の一部である」という価値観や、自然の変化をありのままに受け入れ暮らしの中に取り入れる文化性・暮らしの知恵を環境施策に活かしていきます。そして、産業、交通、都市、社会基盤等あらゆる分野の政策との協調・統合により、自然と共生する美しい都市づくり・地域づくりを進めることを基本方針としています。

**基本方針：「持続可能な社会の実現をめざして、京都の知恵と文化を活かし、
自然と共生する美しい都市（まち）と美しい地域（むら）を創る」**

■環境施策の目標及び展開方向

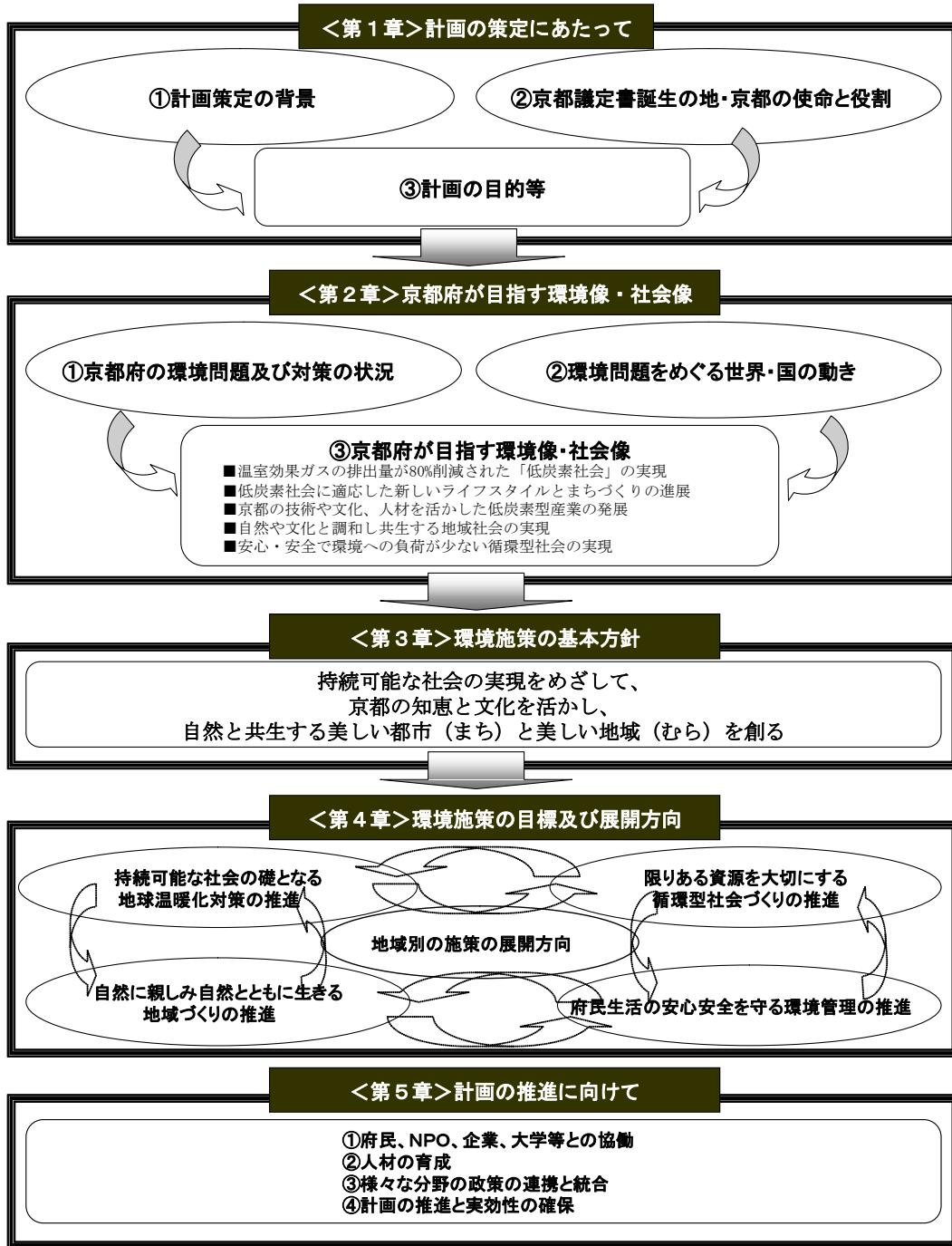
- ① 持続可能な社会の礎となる地球温暖化対策の推進
- ② 自然に親しみ自然とともに生きる地域づくりの推進
- ③ 限りある資源を大切にする循環型社会づくりの推進
- ④ 府民生活の安心安全を守る環境管理の推進

②地域別の施策の展開方向

府域をおおむね5つの圏域で捉え、それぞれの環境特性を踏まえた施策の展開方向について以下のとおり示しています。

- | | |
|-------|---|
| 丹後地域 | ・里海・里山・里地等、丹後の自然を守り活かす地域づくり
・環境を軸にした農林水産業や観光等、地域産業の再構築
・再生可能エネルギーやバイオマスを活用した新産業の創出等 |
| 中丹地域 | ・由良川や舞鶴湾の豊かな自然環境と調和した地域づくり
・農山村の生活文化を守り伝えるエコ・ツーリズムの展開
・工業団地を中心とする資源循環型システムの確立等 |
| 南丹地域 | ・丹波高原の豊かな森林資源の保全と活用
・地域資源循環型農業の先進地づくり
・地域の自然と文化と生態系を守る協働活動の展開等 |
| 京都都市圏 | ・低炭素社会に適応した都市政策の推進
・自然と共生する新しいライフスタイルの提案
・大学・企業等の力を結集した先端環境技術の開発促進等 |
| 山城地域 | ・地域の歴史文化を今に伝える自然環境の保全と継承
・けいはんなエコシティの推進
・住民協働による多様な環境保全活動の展開等 |

図2-2 「新京都府環境基本計画」の体系



3 「明日の京都」の概要

府政運営の指針「明日の京都」は、府政運営や地域づくりの基本となる理念・原則等を示す「基本条例」、10~20年先を展望し、目指す京都府社会の姿を示す「長期ビジョン」、それに向かう4~5年間の戦略を示す「中期計画」、山城・南丹・中丹・丹後の各地域の資源や特色を活かした地域振興のための「地域振興計画」の4つの柱で構成しています。

「明日の京都」における環境に対する位置付けとしては、「長期ビジョン」において目指す社会の姿の一つとして、「環境と文化が持続し発展する京都」を掲げています。また、27年4月からの「中期計画」では、「環境の『みやこ』」実現に向けた現状・課題とその対応方向を示し、安心・安全のエネルギー自給社会の形成、低炭素・循環型社会の形成、優れたまちなみや景観、自然環境や生活環境の保全・創出、自然環境と調和した暮らしの推進、生物の多様性が保持された良好な自然環境の確保を使命に位置付け、環境保全に対する府の強い姿勢を示しています。さらに、「地域振興計画」においては、環境に関して地域で取り組むべき施策を提示しています。